

第17回 宇部市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時:令和4年8月4日(木)16:00~17:30

場 所:宇部市総合福祉会館 交流ホール(大)

出席者:委員 14名 (欠席者4名)、市3名

議 事

(1)差別と思われる事例及び適切な配慮事例について

対象者:音声・言語障害(失語症)者

内 容:・脳卒中の後遺症で言葉がうまく出てこない。

- ・思っている事はあるのに、それをそのまま言葉にして表現できない。
- ・頑張って言おうと思うが時間がかかるため、人によっては待ってくれず、「こういうことが言いたいのだ」と勝手に決めつけられることがある。
- ・一度にたくさん話されると理解できないので、意思疎通がうまく図れずトラブルになることもある。
- ・伝えられないイライラを家族にぶつけてしまうこともあり、相手にストレスを感じさせてしまっているのではないかと申し訳なく思ってしまう。
- ・コミュニケーションがうまくできないことで、将来に対する不安が大きい。
ゆっくり対応してもらえればわかることも多いので、ゆっくり対応してほしい。
言葉の訓練は一生、といわれており、継続的な訓練が必要なことも知ってほしい。

■意見および質疑応答

- ・失語症は、脳の手術をしたことによって、なかなか思っている言葉がきちんと出ないので聞く側も待つことがとても大事だと感じる。こちらのペースで話をする
と相手がついてこれずわからないまま頷かれることもある。上手く言葉が出ない
ことで、心無い言葉を言われ人格まで否定されているようだ、という話も聞く。
 - ・失語症の人には、ゆっくり話せば伝わる人もいる。
 - ・話すことだけではなく、文字も上手く書けない人もいる。
 - ・言葉だけを受け止めるのではなく、その人が何を言いたいのかを分かろうとして
聞くことが大事。
 - ・自分のペースで進めたい社会ではあるが、相手のペースに合わせるということが
とても大事。
 - ・失語症は、あまり知られていない障害。失語症もいろいろな症状があり、思っ
ている言葉が出てきづらい人もいれば、言葉は話せるが言葉の意味自体が理解
できない人や伝えづらい人もいる。その人の困っていることを知ることが
障害者差別解消に繋がっていくと思う。
- 7月下旬に地域のコミュニティ推進協議会があり、会議の冒頭に時間をいただ

き、地域での障害者理解の勉強会の開催などについて話をする機会があった。今後とも地域に対する周知啓発に努めていく。

事例2

対象者：知的障害・肢体不自由児

内容：車椅子を使用している10歳の当事者とその妹(小学2年生)と母親の3人で、県外の医療機関を受診した時の出来事。

普段は移動手段として介護タクシーを利用するのだが、介護タクシーが手配できず、やむなく電車を利用。電車内は比較的すいていたにも関わらず、一人の乗客(大人)が車椅子が迷惑だと言わんばかりに「なぜ、こんな子どもを電車に乗せるのか」と言ってきた。それを聞いている周囲の人達は完全に無視状態。母親は悲痛で声も出せなかったが、その時一緒にいた妹が「治療のためにここまでやってきて、交通手段がなかったのに電車を利用したのは悪いことなんですか」と臆することなく質問したら、相手はしどろもどろになり、その場を離れていった。

■意見および質疑応答

・この事例にでてくる車椅子は、バギータイプの車椅子のことと思うが、通常の子供用車椅子のことは理解されている方も多いと思うが、バギータイプの車椅子はベビーカーと勘違いされることもよくある。

→バギータイプの車椅子も含め、車椅子は障害のある人にとっては欠かせない補装具であることや、車椅子の種類など、知らないことを知ってもらえるような啓発を進めていきたい。

・このようなことがまだ起きているのかと驚いている。こういうことが実際に起こっている、ということきちんと認識して、多くの人に知っていただくため、地域でも事例を紹介するなど、障害者差別解消に取り組んでいきたい。

・電車内で、例えば「障害のある人に思いやりを」などが記された貼り紙などがあればよいと思うのだが、市内を走っているバスの中には、そのような貼り紙やポスターは貼ってあるか。身体障害者は外見でわかることも多いが、知的障害や精神障害は外見ではわからないことも多いので、そのような貼り紙がされるとよい。

→市営バスでは、障害のある人などが優先して使用できるシートに障害者マークを記しているが、貼り紙やポスターは今のところない。

・市内でバスに乗ると、障害のある人に対する対応がとてもできている乗務員も多いと感じている。例えば、盲導犬と一緒に乗車した時には「盲導犬がいますので、気を付けて通ってください」とアナウンスされる方もいる。乗務員により差があったり、なかなか対応できない、ということもあると思うが、乗務員研修などをして少しずつでも障害者理解が前進するとういと思う。

事例3

障害者への適切な配慮事例

対象者:視覚障害者

内容: バスを利用して最寄りの駅に行くために、バス停で盲導犬と共にバスを待っていたところ、定刻にバスが来たので、いつものバスと思い込み乗車した。ところがそのバスは、行先が反対方向のバスだった。バス内の案内放送(アナウンス)で行先が違うバスに乗車していることに気づいた。

電車に乗車できなければ重要な会議に遅刻する状況であった。

バス運転手に事情を説明すると、反対方向の駅(目的ではない駅)に到着後、バス運転手がタクシーまで誘導してくれ、そのタクシーに乗り、目的の駅まで行くことができ当初乗る予定の電車に間に合い、会議にも遅刻せず予定どおり出席できた。

誤って乗車した視覚障害者の状況を理解して、適切に対応して下さったバス運転手にはとても感謝している。

■意見および質疑応答

・悪い事例だけではなく、良い事例もあるので、その良い事例は是非参考にしてほしい。

→障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が法的に義務となることから、事業者に対する周知啓発も進めていく。商工会議所と連携して、商工会議所だより8月号に事業者による合理的配慮の提供義務化の記事を掲載予定。今後とも事業者に対する周知啓発に取り組んでいく。

(2)障害者差別解消に向けた取組について(資料)

資料をもとに、事務局から説明

■意見および質疑応答

・この協議会は、市内のいろいろな障害者差別を少しでもなくしていくためにどうしたらよいかを集まって協議する場所。ここであがってくる事例は個別のものだが、それに付随する事例も実際はあると思うので、事例を出していくことは大事。

・取組みをするのは、行政だけではなく、協議会としても取組みなどを考えていく必要がある。

・前回の協議会で、手話通訳者の派遣について、宇部市医師会と山口大学医学部附属病院に文書で申し入れをしたが、その後、宇部市医師会では市内の医療機関に手話通訳者の派遣に関する通知をされたり、山口大学医学部附属病院では、院内で積極的に事例集を配布された。事例を紹介するだけではなく、その事例を通じて障害者差別解消のために何ができるかを考えていかなくてはいけない。

・障害者差別解消法がスタートしたころから振り返ってみると、当初は差別って

何だろう、というところからスタートした。まずは、障害者自身が体験した嫌なことや困ったことなど、自分の体験談を話して知ってもらおうということで団体主催のシンポジウムを開催することから始めた。その後、宇部市でもシンポジウムの開催があり、JR の駅にエレベーターが設置されたり、ホームの段差が解消されたりと改善が進められた。団体としても毎年障害者ふれあい交流会を開催し、自主的に障害者理解の場を設けている。

- ・障害のある人は、嫌な思いをしたことや困っていることなど、なかなか人に話す機会がない。こういう協議会で話すこと、正直に伝えることで改善に向かうのではないかと思っている。悪い事例など、研修会などで取り上げていただき、改善に向けて取り組んでほしい。生きにくいと感じている人が、それらをやっていくことで生きやすくなっていくのではないかと思っている。
- ・障害者差別解消は、まだまだ先が長いと感じているが、一つひとつの積み重ねが大事で、これからも継続的な啓発などをしていくことが大切である。

その他

- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化が再来年から実施になり、山口県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定に向けて動いており、宇部市でも実質的に障害者差別解消を進めていく必要がある。市として障害者差別解消条例の制定が必要なのではないか。
- 県で条例を策定しているという情報は入手している。市での条例については、県の動きをみながら協議会の意見も踏まえて検討していきたいと考えている。